

## いじめ防止基本方針

秋田県立能代科学技術高等学校

### 1 いじめ防止の考え方

#### (1) 「いじめ」の定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (2) いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。本校は、全ての生徒および教職員・保護者が「いじめは、どのクラスでもどの生徒にも起こりうる」という認識をもち、次の考え方に基づいて、いじめ防止対策を行うものとする。

- ① いじめは人権を侵害する不当な行為であり、人として絶対に許さない学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、親身になって支援を行う。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした態度で臨み、粘り強く指導する。
- ④ 保護者の理解や協力を求めるとともに、信頼関係づくりを行う。
- ⑤ 地域や関係機関との連携協力を行う。

#### (3) 学校及び職員の責務

- ① 生徒が安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加して活躍できる学校づくりを進め、あらゆる教育活動の中で、全ての生徒が活躍する場面を設定して自己有用感を高め、いじめが起きないように未然防止に努める。
- ② 友人関係、集団づくり、社会性の育成など生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、お互いに関わりあいながら絆づくりを進め、心の通い合う人間関係の構築に努める。

### 2 いじめ防止の対策

#### (1) 学校における防止策

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒によるいじめ防止への支援を行う。

- ③ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民等の連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ④ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ⑤ 生徒の少しの変化も見逃さず見守っていくために、全教職員が積極的に生徒と関わるように努める。

(2) 早期発見のための対策

① いじめ調査等

- ア アンケートによるいじめ調査
- イ 必要に応じた集会の実施

② 相談体制

担任をはじめ、全ての職員が相談を受けられるような体制をつくる。また、外部機関との連携をとり、相談窓口を増やす。

- ア 面接週間
- イ スクールカウンセラーによる面談
- ウ 相談窓口の掲示を学年部、学科等で行う

(3) インターネット等のコミュニケーションツールによるいじめの対策

スマートフォン等によるネットワークを介したコミュニケーションツールによる誹謗中傷等の防止や、被害拡大を未然に防ぐために外部機関等による講話・講習を実施し、生徒ならびに職員の情報モラルの向上を図る。

3 いじめの対応

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部主任、学科主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

② 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見
- エ いじめへの対処
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 家庭や地域、関係機関等との連携

(2) いじめの対処

- ① いじめの情報を得た場合、一部の職員だけで対応することなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に事実確認を行い、適切に対応する。

- ② いじめの事実が確認できた場合、いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通すという思いで寄り添い、保護者と連携して支援する。
- ③ いじめる生徒に対しては、いじめが人として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ④ 必要に応じてスクールカウンセラー等の助言を得るなど、外部機関（心理、福祉医療等）の協力を得ながら生徒の支援や指導をするとともに、双方の保護者に対しても適切な支援や助言をする。

#### 4 重大事態の対応

- (1) いじめの重大事態の定義は「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、いじめられた生徒に次のようなことが生じた場合はいじめの重大事態である。
  - ① 生徒が自殺を図ったとき
  - ② 精神性の疾患を発症したとき
  - ③ 体に大きな傷害を負った場合
  - ④ いじめ行為が不登校の原因や背景となった場合重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (2) 重大事態が発生したと認められる場合は、校長は速やかに県教育委員会に報告する。また、「秋田県いじめ問題対策審議会」の調査に協力し、事態の解決に向けて対応する。更に、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 県教育委員会の指示があった場合には、「いじめ防止対策委員会」を中心に調査委員会を設置し、全校生徒及び保護者に対して聞き取り調査やアンケート調査等を行って、事実関係を把握する。その際、関係する生徒の人権や個人情報に十分配慮する。なお、必要に応じて調査委員会には学識経験者やスクールカウンセラー等の専門知識を有する第三者を調査委員に加える。
- (4) いじめられた生徒及び保護者に対しては、個人情報の保護に配慮しながら誠実に情報を提供し、学校としての説明責任を果たす。
- (5) 明らかとなった事実関係は、関係する生徒や保護者の支援や指導等に生かすとともに、原因や経過を分析し、二度と同じような事態が発生しないよう本校における指導の改善に活用する。